

名古屋高速からのお知らせ

けん引自動車の ETC 無線走行について

令和 3 年 5 月 1 日から名古屋高速道路は、■ 対距離料金制、■ 5 車種区分（軽・二輪、普通車、中型車、大型車、特大車）へと新しい料金に変わりました。

けん引自動車の ETC 無線走行について、お知らせいたします。

けん引自動車は、単体の場合と被けん引自動車をけん引している場合で車種区分が異なります。ETC 無線走行時には、料金所に設置してあるセンサーによって総軸数を検知し車種区分を判定して通行料金をご請求いたします。

1. 車種区分・通行料金

ETC 車載器の車両情報 + 被けん引車両の軸数をもとに判定します。（一部例外あり）

・被けん引車が 1 軸の場合、車種区分が 1 つ上がります。

・被けん引車が 2 軸の場合、車種区分が 2 つ上がります。

※ETC 無線通行するためには、ETC 車載器セットアップ時にけん引車両として登録をする必要があります。

※被けん引車の車軸間距離が 1m 未満である場合は 1 軸として取り扱い、車種区分の判別を行います。ただし、この場合は ETC 無線走行ができません。

2. 料金通知・表示

名古屋高速では料金所設備の関係上、実際のけん引状態を反映したうえでの料金案内（車載器への料金通知・ETC カードへの書き込み）を行うことができません。ご不便をおかけしますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。なお、**請求時には、けん引状態に応じた車種区分の通行料金をご請求いたします。**

①「ETC 車載器から案内される料金通知・表示」

被けん引自動車の有無にかかわらず、料金通知・表示の案内はされません。

※ETC 無線通信は行われていますので、ETC カードは入口から出口まで抜かないください。

②「ETC 利用履歴発行プリンター」

【車種】

被けん引自動車の有無にかかわらず、けん引自動車単体の車種が表示されます。

【通行料金】

被けん引自動車の有無にかかわらず、けん引自動車単体の料金が表示されます。

③「ETC 利用照会サービス」

けん引状態を反映した車種と通行料金が表示されます。

（走行から概ね 4～5 時間後に表示されます。）

けん引状態を反映した利用証明書をお求めのお客さまへ






料金所の【一般】または【ETC/一般】レーンにて一旦停車いただき、係員に ETC カードを手渡し後、けん引状態を反映した車種をご申告ください。けん引状態を反映した利用証明書を発行いたします。*

料金所係員より ETC カードを受け取り後、速やかに車載器に挿入していただき、出口を ETC 無線通行していただくことで、「ETC 利用履歴発行プリンター」にてけん引状態を反映した車種で印字することが可能です。

※ 車載器を搭載している旨のご申告をいただいた場合は、利用証明書への料金表示はありません。車載器を搭載している旨のご申告が無い場合は、利用証明書に現金車料金（区間最大料金）にて表示しますが、距離に応じた料金を適用することができません。

【具体例】

2軸トレーラーヘッドの場合（ETCセットアップ登録 けん引「有」の場合）

 + なし	(車載器) 音声通知 料金表示	-
	ETC利用履歴発行 プリンター	中型車
	請求	中型車
 +  1軸	(車載器) 音声通知 料金表示	-
	ETC利用履歴発行 プリンター	中型車
	請求	大型車
 +  2軸	(車載器) 音声通知 料金表示	-
	ETC利用履歴発行 プリンター	中型車
	請求	特大車

その他の事例は HP をご覧ください。



(<https://www.nagoya-expressway.or.jp/chukyouken/etc06.html>)

名古屋高速では料金所設備の関係上、実際のけん引状態を反映したうえでの料金案内を行うことができません。請求額と案内額が異なる場合がある点について、ご不便をお掛けいたしますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。なお、請求時には、けん引状態に応じた車種区分の通行料金をご請求いたします。

問合せ先 名古屋高速お客様センター TEL052-919-3200 受付時間 9:00~19:00(年末年始除く)